

仕組預金の取引に係るご注意

- この仕組預金は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。

そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、十分ご確認ください。

- この仕組預金の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容および商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、店頭もしくは新生パワーコール(0120-456-860)へお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

(注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

全国銀行協会 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109(ナビダイヤル)

または 03-5252-3772

受付日 月曜～金曜(祝日および銀行の休業日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

仕組預金 預入期間延長特約付米ドル定期預金（最長5年満期 マルチ延長タイプ）

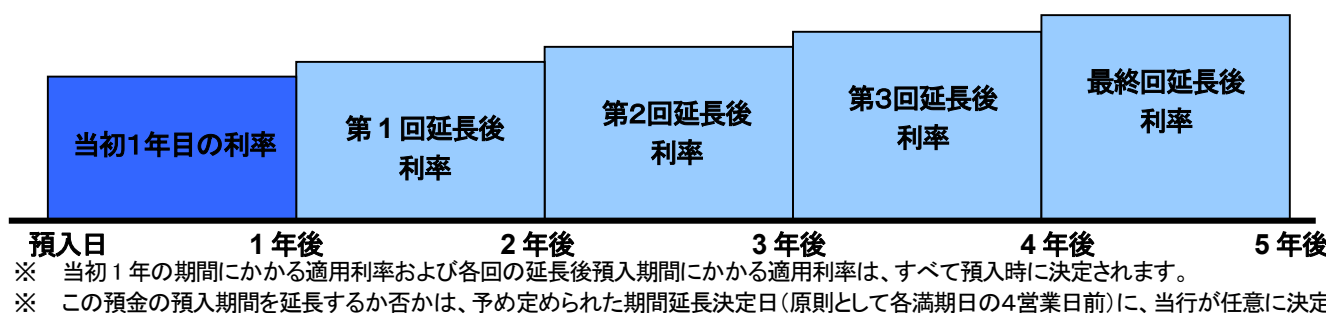
<愛称:パワーステップアップ外貨定期(米ドル建て)>

商品説明書(契約締結前交付書面)

下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。

- この預金は、通常の米ドル定期預金よりも高い金利が設定されていますが、「預入期間の延長に関する特約」が組み込まれており、この特約に基づく当行の決定によっては、この預金の預入期間は、預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとに延長され、最長で約5年間となることがあります。
- 当行は、この預金の預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとに、この預金の預入期間をさらに1年間延長するか否かを任意に決定します。（お客さまに、この預金の預入期間の延長を決定する権利はございません。）。
- この預金への預け入れを円貨から外貨に交換して行った場合、払戻元金を円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。また、この預金への預け入れを外貨で行い、払戻元金を円貨あるいは他の通貨に交換する場合も、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、預入通貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。
- この預金は、中途解約できません。また、預入時において、この預金の最終的な満期日は確定しておりませんので、必ず、余裕資金でお預け入れください。

商品イメージ図



手数料について

- 円貨建ての預入資金を米ドルに交換のうえ預け入れを行う場合には、預入資金が為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)で米ドルに交換されます。また、米ドル建ての払戻金もしくは利息を円貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- お客さまは、米ドル普通預金に払い戻された預入元金を米ドル以外の外貨に交換することができます(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)。米ドルから他の外貨間取引対象通貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- 為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。

為替相場の変動による元本割れリスクについて

- この預金への預け入れを円貨から米ドルに交換して行った場合、払戻元金を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。
- この預金への預け入れを外貨で行い、払戻元金を円貨あるいは他の通貨(外貨間取引対象通貨に限ります。))に交換する場合には、交換後の元金を払戻時の為替レートにより預入通貨に換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、預入通貨換算後の払戻額が預入時払込預入通貨額を下回り、預入通貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

期間延長

- この預金の預入期間は、インフレなど経済情勢の変化等により、「預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」が「預入期間の延長が決定された場合に適用されるこの預金の適用利率」よりも高

い場合に、当行により延長される可能性がより高くなります。この預金の預入期間の延長が当行により決定された場合には、この預金の預入期間はさらに1年間延長され、最長で募集期間最終日の翌営業日の5年後の応当日（最終満期日）まで継続される可能性があります。この預金の預入期間が当行により延長された場合には、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を「預入期間が延長された場合に適用されるこの預金の適用利率」よりも高い市場金利で運用する機会を失うことになります。

- 逆に、「預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」が「預入期間の延長が決定された場合に適用されるこの預金の適用利率」よりも低い場合には、この預金の預入期間が当行により延長される可能性は低くなります。この預金の預入期間が当行により延長されなかった場合には、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を「預入期間の延長が決定された場合に適用されるこの預金の適用利率」により運用することはできません。

なお、この預金の預入期間の延長は、「預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」と「預入期間の延長が決定された場合に適用されるこの預金の適用利率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の預入期間の延長決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。

中途解約

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達（再構築）しなければなりません。中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用（以下「再構築額」といいます。）が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくことになります。また、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用（以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。）も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約をされるお客さまにご負担いただくことになります。

1. 商品名	仕組預金 預入期間延長特約付米ドル定期預金(最長5年満期 マルチ延長タイプ) ＜愛称: パワーステップアップ外貨定期(米ドル建て)＞
2. 商品概要	この預金は、米ドル定期預金に「預入期間の延長に関する特約」が組み込まれた仕組預金です。この特約に基づく当行の決定によっては、この預金の預入期間は、預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとに延長され、最長で約5年となる場合があります。
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 期間 (1) 預入期間	・ 1年(*1)(当初預入期間)。自動継続のお取り扱いはありません。ただし、下記(2)「預入期間の延長」により当行がこの預金の預入期間の延長を決定した場合、この預金の預入期間は、当該期間延長決定日の直後に到来する満期日からさらに1年間延長されます(この1年間延長された期間を「延長後預入期間」といい、この期間延長後の新たな満期日を「次回満期日」とします。)。預入期間の延長後も当行による預入期間の延長決定が繰り返し行われた場合には、この預金は、最長で、募集期間最終日の翌営業日(*2)の5年後の応当日(最終満期日)まで継続されることになります。他方、預入期間の延長がなされなかった場合には、この預金の預入期間は、当該期間延長決定日の直後に到来する満期日で終了します。 (*1): この預金については当行所定の募集期間を設け、募集期間最終日の翌営業日(*2)の1年後の応当日を「当初満期日」とし、以降は、募集期間最終日の翌営業日の毎年の応当日を「各期間延長後の満期日(次回満期日)」とします(なお、応当日が非銀行営業日(*3)の場合には、その翌銀行営業日を当該満期日とします。ただし、翌銀行営業日が翌月となる場合には前銀行営業日を当該満期日とします。また、預入日が月末である場合または預入日の応当日が存在しない場合には、預入日の属する月の最終の銀行営業日を当該満期日とします。)。このため、この預金の実際の預入期間は、下記(2)の当行による預入期間の延長の有無に応じた期間に、預入日から募集期間最終日までの日数が加算されたものとなりますので、この預金のお申込の際には、実際の預入日、当初満期日、各期間延長後の満期日(次回満期日)および最終満期日を必ずご確認ください。 (*2): 営業日とは、当行所定の窓口営業日をいいます。 (*3): 銀行営業日とは、東京、ロンドンおよびニューヨークにおいて一般に銀行が営業を行っている日をいい、非銀行営業日とは銀行営業日以外の日をいいます。

(2) 預入期間の延長 (3) 期間延長の判断	・ 期間延長決定日(原則として各満期日の4営業日前)に、この預金の預入期間を次回満期日まで延長をするか、あるいは当該期間延長決定日の直後に到来する満期日で終了させるかを当行が任意に決定します。この期間延長の決定は、当行のみが行うことができます。 ・ インフレなど経済情勢の変化等により、延長後預入期間にかかる「市場金利」が「この預金の適用利率」よりも高い場合には、この預金の預入期間の延長が決定される可能性が高くなります。当行によりこの預金の預入期間の延長が決定された場合には、この預金の預入期間は次回満期日まで延長されることとなり、この場合、お客さまは、この預金に預け入れの資金を、延長後預入期間にかかる「この預金の適用利率」よりも高い市場金利で運用する機会を失うこととなります。 ・ 逆に、延長後預入期間にかかる「市場金利」が「この預金の適用利率」よりも低い場合には、この預金の預入期間の延長が当行により決定される可能性は低くなります。この預金の預入期間の延長がなされなかった場合には、この預金の預入期間は当該期間延長決定日の直後に到来する満期日までとなり、この場合、お客さまは、この預金に預け入れた資金を「この預金の適用金利」により運用することはできません。 ・ なお、この預金の預入期間の延長は、延長後預入期間にかかる「市場金利」と「この預金の適用利率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の預入期間の延長決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。						
5. 預入方法 (1) 預入通貨 (2) 最低預入金額・預入単位 (3) 預入方法	米ドル <table border="1" data-bbox="395 745 1485 857"> <tr> <td>店頭による預入の場合</td><td>25,000米ドル以上、1セント単位</td></tr> <tr> <td>新生パワーコール(テレホンバンキング)による預入の場合</td><td>25,000米ドル以上、1セント単位</td></tr> <tr> <td>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合</td><td>5,000米ドル以上、1セント単位</td></tr> </table> 一括預入。ただし、次のいずれかの方法によります。 ・ お客さまのパワーフレックス口座の米ドル普通預金からこの預金への振替入金 ・ お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金から米ドルに交換後、この預金への振替入金	店頭による預入の場合	25,000米ドル以上、1セント単位	新生パワーコール(テレホンバンキング)による預入の場合	25,000米ドル以上、1セント単位	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	5,000米ドル以上、1セント単位
店頭による預入の場合	25,000米ドル以上、1セント単位						
新生パワーコール(テレホンバンキング)による預入の場合	25,000米ドル以上、1セント単位						
新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	5,000米ドル以上、1セント単位						
6. 元金の払戻方法	上記 4.(2)による預入期間の延長決定の有無に応じ、期間延長決定日の直後に到来する満期日または最終満期日に、お客さまのパワーフレックス口座の米ドル普通預金へ入金することにより、一括して払い戻します。						
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利息の計算方法 (3) 利息の支払方法 (4) 元本払戻後の利息	・ 当初預入期間および延長後預入期間とも、各預入期間にかかる預入時の約定利率を適用します。具体的な利率については、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。 ・ 当初預入期間については預入日から当初満期日の前日までの日数、延長後預入期間については前回満期日から当該延長後預入期間の満期日(最終回の場合は最終満期日)の前日までの日数につき、それぞれ付利単位を1セントとし、1年を365日とする日割計算により算出します。端数は四捨五入します。 ・ 当初預入期間および各延長後預入期間にかかる利息は、各預入期間にかかる満期日にそれぞれお客さまのパワーフレックス口座の米ドル普通預金へ入金することにより支払います。 ・ 上記 4.(2)の預入期間の延長決定の有無に応じ、期間延長決定日の直後に到来する満期日または最終満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の米ドル普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、米ドル普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法については、パワーフレックス外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせください。						
8. 付加できる特約事項	ございません。						
9. 外国為替予約	外国為替予約のお取り扱いはありません。						
10. 預金保険	預金保険の対象ではありません。						
11. 元本欠損リスクとその要因	・ 円貨建ての預入資金を米ドルに交換のうえ預け入れを行った場合、払戻元本を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。 ・ この預金への預け入れを外貨で行い、払戻元金を円貨あるいは他の通貨(外貨間取引対象通貨に限ります。)に交換する場合には、交換後の元金を払戻時の為替レートにより預入通貨換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、預入通貨換算後の払戻額が預入時払込預入通貨額を下回り、預入通貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。 ・ この預金の預入通貨建ての元本は、お客さまが中途解約のお申し出を行わず満期払戻時までこの預金にお預け入れいただくことにより保証されますが、お客さまからのお申し出により中途解約した場合には、元本割れの可能性があります(中途解約時の市場実勢によっては、大きく「元本割れ」する可能性があります。)						
12. 中途解約の取扱い	・ この預金の中途解約は原則としてできません。 ・ 当行がやむを得ないものと認め満期前解約に応じる場合、満期前解約に伴い発生する解約日から最						

	終満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出し、これを元本金額から差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の米ドル普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高くなります。 この預金の中途解約のお取り扱いについての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。
13. 当座貸越サービス	この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。
14. 税金の概要	利息：源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 為替差益：雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。 為替差損：黒字の雑所得から控除することができます。 マル優：お取り扱いはできません。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
15. その他手数料	この預金の預け入れ方法および元利金の引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
17. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
18. その他参考となる事項	- この預金の元利金を外貨現金で引き出すことはできません。このほか、外貨預金の預け入れ方法・引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 - 相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、この預金が満期前解約される場合には、上記 12. に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金として、満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくことになりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた残額が払い戻されることになります。 - 必ず、最終満期日まで(約5年間)は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にお客さまの経済事情が変化し、まとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を最終満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。
19. 取扱銀行	株式会社新生銀行 東京都中央区日本橋室町2-4-3
20. お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭または新生パワーコール ☎0120-456-860までお問い合わせください。

中途解約について

この預金をお客さまが中途解約することは原則としてできません。この預金を中途解約せず、満期時まで預け入れいただく場合には、預入通貨ベースで、元本割れをすることはございません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、お客さまに損害金をご負担いただきます。

以下では、観測期間を2000年4月1日から2010年11月19日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された、中途解約時にお客さまに生じると想定される損害金(以下「想定損害金」といいます。)について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損害金額が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認の上、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください。

なお、想定損害金額の算定にあたり、金利の変動性については、当該算定に与える影響が小さいため、考慮しておりません。また、お客さまが今後行う実際の取引においては、それら過去のデータに基づく想定範囲を超える状況の発生に起因して損失が生じることがあります。従って、「実際のこの預金の中途解約においてお客さまが負担する損害金額」は、「本書面でご案内する想定損害金額」とは異なる場合があります。

この預金の中途解約により生じる損害金の概要、想定損害金の額は、以下の通りです。

○ 損害金の概要

損害金とは、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するための費用で、中途解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額(以下「再構築額」といいます。)および再構築取引に伴う費用により構成されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額の計算は、中途解約時における「中途解約日から最終満期日までの期間(残存期間)」に対応する市場金利、「金利の変動性」、「この預金の適用条件」、および「当行の資金調達環境」などを要素として行われ、主に次の点から中途解約対象預金の価値を評価することにより行われます。

① 「この預金の適用金利」と「中途解約時の残存期間に対応する市場金利」との差

② 預入期間延長権の価値

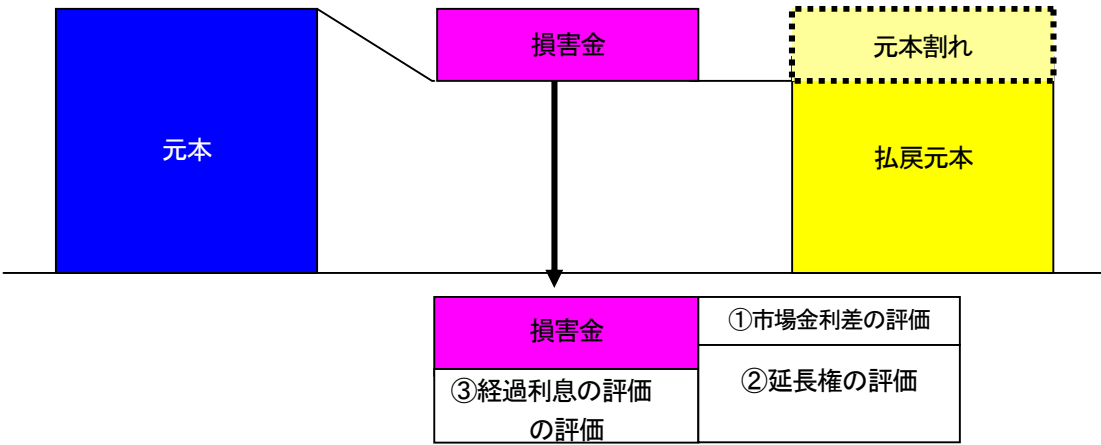
③ 預入からの経過利息

再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、市場金利が上昇すればするほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。市場金利との差は、「この預金の適用金利」と「残存期間(中途解約日から最終満期日まで)に対応する市場金利」との差について残存期間分を評価することとなります。したがって、市場金利の上昇により金利差が拡大することおよび残存期間が長いことは、いずれも再構築額を上昇させる要因となります。預入期間延長権については、残存行使回数が多ければ多いほど高い評価となり、残存期間が長く残存行使回数が多いことは、再構築額を上昇させる要因となります。

- 預入直後に中途解約された場合で、かつ、市場金利の変動が無かった場合の想定損害金
基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の6%程度(元本が5万米ドルの場合、3,000米ドル程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。
- 預入直後に中途解約された場合で、次のような大幅な市場金利の変動があった場合の想定損害金
この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合で、かつ、その時点における金利が観測期間中の最も高い市場金利となっていたと仮定した場合に想定される損害金は、元本の28%程度(元本が5万米ドルの場合、14,000米ドル程度)となります。さらに、上記のような前提条件を超える金利の変動が生じた場合には、上記でご案内した想定損害金を超える損害金の負担がお客さまに発生することがありますので、この点、十分ご注意ください。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の面積比が実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



外貨預金に関わる手数料等について

(1)お預け入れ・お引き出し方法および手数料等

●お預け入れの場合

お預け入れ方法	手数料等
円現金でのお預け入れ	お取り扱いできません(この場合、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。)
お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からのお振替	- 円貨を外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)が適用されます。 - 売渡為替レート(TTSレート)には、為替手数料が含まれています。売渡為替レート(TTSレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお預け入れ	お取り扱いできません。
外貨小切手でのお預け入れ	米ドル建かつ支払場所が米国内のもののみ、米ドル普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えることができます。 ただし、この場合、額面に応じて、次の外貨建小切手取立手数料がかかります。 額面 5,000 米ドル以下の場合： 4,000 円 額面 5,000 米ドル超の場合： 5,000 円
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金からのお振替	- 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 - 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。 - 為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金からのお振替	手数料はかかりません。

到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。手数料はかかりません。
●お引き出しの場合	
お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	- この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 - 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 - 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。買取為替レート(TTBレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお引き出し	お取扱いはできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合、発行手数料 4,000 円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の相對通貨以外の通貨の外貨預金へのお振替	- この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 - 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 - 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の相對通貨と同通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
お客さまのパワーフレックス口座の相對通貨と同通貨建ての投資信託購入代金へのお振替	- この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 - 手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合の手数は、次のとおりです。 ① 送金手数料: 4,000円 ② 送金手数料: 4,000円

(2) 為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

●「円貨から米ドル」および「外貨から米ドル」への交換の場合

通貨	為替手数料
米ドル	1 円

●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

※ 外国為替相場の急激な変動などの場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。

※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。

※ 上記手数料には消費税等はかかりません。